

## 公益社団法人安城市シルバー人材センター器具備品貸出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人安城市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員に対し、就業遂行のために必要な器具備品の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出器具備品)

第2条 会員に対し、貸し出す器具備品の品目、対象者、貸出期間及び条件は別表のとおりとする。

(備品の使用義務)

第3条 会員は、センターから器具備品を借り使用する場合は、善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。

2 器具備品の使用にあたっては、器具備品の使用手順を熟知し、事故防止のための義務を順守し器具備品の使用による事故が発生しないように安全に使用しなければならない。

3 貸し出した器具備品については、次の行為を禁止する。

(1) 会員から第三者への貸出

(2) 業務以外の使用

(貸出の手続)

第4条 登録会員は、器具備品の貸出を希望するときはあらかじめセンターに予約をしなければならない。

2 予約を受けた職員は、「器具備品貸出管理台帳」（様式）に記載するものとする。

3 器具備品の貸出期間は、当該年度内とし、貸し出した器具備品については、各年度の末日までに返却するものとする。

4 器具備品の貸出及び返却に当たっては、会員は、「器具備品貸出管理台帳」（別記様式）に記載するとともに担当職員の確認を受けなければならない。

(使用料)

第5条 器具備品の貸出に関わる貸出料は無料とする。ただし、日常のメンテナンスは会員が実施するものとする。

(備品の故障、不具合等)

第6条 器具備品の日常のメンテナンスは会員が実施するものとする。

2 貸出器具備品に故障、不具合等の問題が生じた場合、会員はただちに使用を中止し、センターに連絡し、その指示に従わなければならない。

(備品の破損等)

第7条 会員は、貸出器具備品を故意、若くは過失により破損し、又は紛失した場合は、損害を賠償しなければならない。ただし、会長がや

むを得ないと認めるときは、この限りではない。

(委任)

第8条 この基準に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成23年5月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に貸出されている器具備品は、この基準により貸出されたものとみなす。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年12月18日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

品目	対象者	貸出期間	条件
自走式草刈機	草刈業務に従事する会員	業務に必要な期間	
刈払機	草刈業務に従事する会員	業務に必要な期間	燃料代は、会員の負担とする。
ブロアー	草刈、剪定業務に従事する会員	業務に必要な期間	燃料代は、会員の負担とする。
充電式ヘッジトリマ	剪定作業未経験で剪定業務に従事する会員	概ね業務の開始から2か月の間	充電費用は、個人の負担とする。
三脚	剪定作業未経験で剪定業務に従事する会員	概ね業務の開始から2か月の間	
軽トラック	業務のため必要とする会員	1業務ごと	
防護具一式 (ハチの巣駆除用)	ハチの巣駆除に従事する会員	業務に必要な期間	
デジタルカメラ	業務のため必要とする会員	業務に必要な期間	

